令和５年度 事業計画

〔Ⅰ〕策定基調

令和５年度の国内経済における政府経済見通しは、「令和５年度の経済財政運営の基本的態度」に基づき、物価高騰を克服しつつ、計画的で大胆な投資を官民連携で推進するなど新しい資本主義の旗印の下、我が国経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せるための施策を推進するとされている。ただし、引き続き海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意が必要であるとされており、新型コロナウイルス感染症については、ウィズコロナの下、国民の健康を守りながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとしている。

トラック運送業界の状況は、新型コロナウイルス感染症に係る様々な制限が解除され、経済活動が再開され、荷動きが活性化すると同時に人材不足が顕著になっており、輸送量が回復しても、原油価格は高止まりとなるなど、依然厳しい状況が続くと考えられる。

このような環境下で、働き方改革関連法による2023年の「月60時間超の時間外労働の割増賃金引上げ」や、2024年問題とされている「自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制」に伴う改正改善基準告示に対応するためには、適正化事業の更なる推進と諸問題に対応すべく変革が必要で、これを乗り越えるためには、労働環境の改善や原油価格及び物価高騰対策に必要な原資として「標準的な運賃」の届出に伴う適正な運賃の収受が不可欠であり、トラック運送業界全体の積極的な対応が求められている。

また日本は、地震、火山の噴火、台風、大雨等による自然災害の多い国であり、これらの自然災害に起因した大規模災害発生時には、地域の物流を担う業界として、緊急支援物資の円滑な輸送対応はもちろん、物資拠点における調整や助言を行う「災害物流専門家」の育成に努めるほか、埼玉県及び各市町村と連携し、円滑に支援物資物流の対応ができるよう準備並びに強化しておく必要がある。

一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「埼玉県トラック協会」とする。）として地域に安心と安全が提供できるよう、業界の適宜適切な事業運営を図り、燃料、物価高騰等、社会及び経済環境の現状や変化を的確に把握し、諸問題に対する必要な支援策や関係機関への協力や要望など、会員事業者の事業継続に資する取組みを検討し強く推進する。

ついては、今後のトラック運送事業の発展に向けて、令和５年度事業として以下に示す最重点施策及び重点施策を次のとおり定め、積極的に展開する。

※下線部＝令和５年度新規事業及び改正事項等

【 最 重 点 施 策 】

１．「標準的な運賃」の届出促進により会員事業者の届出率60％を目指す取組み及び標準的な運賃活用による適正な運賃・料金の収受等転嫁対策の推進

２．大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立及び災害物流専門家の更なる育成

３．改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善と更なる荷主対策の深度化等「2024年問題」への適切な対応

4．交通、労働災害事故の防止対策及び飲酒運転根絶に向けた取組みの推進
5．SDGs に準じた環境・省エネ対策への積極的な取組み及び脱炭素への備え
6．多様な施策による良質な運転者の人材確保
7．新技術を活用した物流 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

【　重　点　施　策　】

1．適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
2．燃料高騰対策等の推進
3．埼玉県トラック総合教育センターにおける労働災害防止、夜間事故防止及び飲酒運転防止カリキュラムを取り入れた研修の継続
4．パンデミックにおける適切な対応
5．安全性評価事業（G マーク）の会員事業者認定率40%以上を目指す取組み等の推進
6．経営基盤強化に資する経営支援セミナー及び専門家によるアドバイス事業の促進
7．後継者育成のための教育環境整備及び事業承継支援事業の推進
8．広報・PR 活動のより一層の充実強化
9．会員事業者の事業運営に資する取組みの推進
10．未加入事業者の加入促進
11．専門部会活動への支援

〔Ⅱ〕事業計画

【最重点施策】

1．「標準的な運賃」の届出促進により会員事業者の届出率60％を目指す取組み及び標準的な運賃活用による適正な運賃・料金の収受等転嫁対策の推進

（1）2024年問題に対応するために不可欠な「標準的な運賃」の届出を推進するため小規模での説明会を開催し、特に会員事業者が荷主へ運賃交渉をするための一助となるよう、標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法を織り込むなど、標準的な運賃の活用による適正な運賃・料金の収受に繋がるセミナーを開催し会員事業者の届出率60％を目指す。

　また、適正な運賃・料金収受のための価格転嫁対策等パートナーシップ構築宣言を、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全日本トラック協会」とする。）と連携し推進する。

（2）原価に基づく経営の推進

　「標準的な運賃」については、その算出の根拠となる原価や手順を理解する事で原油価格等のコスト高及び労働時間を反映した人件費等を含む運賃交渉が出来るものである事から、原価意識向上に係るセミナー等を開催し持続可能な事業経営の推進を図る。

2．大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立及び災害物流専門家の更なる育成

（1）大規模災害発生時等における各自治体との協定及び連携に関すること

　大規模災害発生時、緊急支援物資の物資集積拠点や自衛隊、全国からの警察、消防等の救援部隊の集結場所として使用するための「広域支援拠点」に、埼玉県トラック総合教育センター（以下「総合教育センター」とする。）を活用する協定を埼玉県と締結し、更なる連携強化を図る。

　また、各市町村の防災担当部署と埼玉県トラック協会各支部（以下「協会各支部」とする。）との意見交換会等を開催し、大規模災害発生時の円滑な緊急支援物資輸送体制の整備を図り、地域との連携を更に強化する。

（2）災害物流専門家の育成及び増員に関すること

　大規模災害発生時には、国や各自治体等からプッシュ型支援による大量の緊急支援物資が埼玉県・各自治体へ届くことが想定されており、過去の大規模災害時には避難施設等に必要な緊急支援物資が届かない事態が度々発生し、その対応策として物流に関する専門的な知識を持つ専門家を埼玉県や各自治体へ派遣し、助言及び支援等を行

い緊急支援物資物流の円滑化に貢献できる「災害物流専門家」を全日本トラック協会の協力を得て、前年度に引続き育成する。

（3）緊急支援物資輸送に関すること

大規模災害発生時に迅速・的確な緊急支援物資輸送を行うため、九都県市防災訓練を始めとする各種訓練等に引続き参加及び協力を行い、訓練の充実体制を維持する。

（4）災害及び事故災害発生時の支援に関すること

大規模自然災害や事故災害発生時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の構成機関が迅速に出動し、災害医療活動を円滑に行えるよう災害出動車両の整備事業を引続き支援する。

（5）災害時に被災した会員事業者の支援に関すること

埼玉県トラック協会では、大規模災害発生時に迅速で的確な対応を図り、埼玉県トラック協会機能の継続あるいは早期復旧を可能とする「防災マニュアル」「BCP（事業継続計画）」を策定した。令和５年度は会員事業者に向けて、大規模災害などの緊急事態に遭遇した際に損害を最小限に留め、事業の継続、早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の手法、手段を取り決めておくBCP（事業継続計画）の活用を働きかける。

また、国土交通省で取組む「運輸防災マネジメント」において、会員事業者へ情報を展開し、会員事業者の防災に対する意識向上と防災体制の構築を図る。

（6）その他防災対策に関すること

日頃から災害に備える会員事業者への支援として「災害時対応発電機」及び「防災備品」の購入に対し費用の一部を助成する。

3．改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善と更なる荷主対策の深度化等「2024年問題」への適切な対応

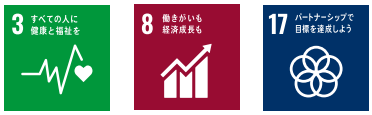

（1）改正改善基準告示の周知に係る対応に関すること

働き方改革関連法による2024年問題とされている「自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制」の施行に向けて、貨物自動車運送事業に従事する運転者の労働時間等を改善するための基準について、埼玉運輸支局及び埼玉労働局と連携し、説明会を開催するなど周知を図る。

（2）2024年問題に関わる荷主対策の深度化に関すること

運転者の労働環境の改善には、荷主企業の協力が不可欠であり、その前提としてトラック運送事業に係る法令等の理解を深めることが重要であるため、全日本トラック協会が荷主企業に向けた「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関するリーフレットを荷主との交渉の一助とするため会員事業者に配布する。

更に、全日本トラック協会と連携し、会員事業者の法令遵守の妨げとなる違反行為に該当する荷主企業の情報収集を図るため、国土交通省の意見投稿サイトの周知を図る。

なお、長時間労働の是正及び取引環境の改善に向け「トラック輸送における取引環

境・労働時間改善埼玉県地方協議会」への協力をするほか、労働時間改善のための説明会等を開催する。

また、会員事業者と荷主企業が一堂に会し、業界の問題点等を共有し諸問題解決への一助として開催している物流セミナーを引き続き開催し、2024年問題に係る対策について、会員事業者と荷主企業が相互理解を深め、長時間労働の是正及び働き方改革関連法への対応を推進する。

4．交通、労働災害事故の防止対策及び飲酒運転根絶に向けた取組みの推進

（1）交通事故防止対策の推進に関すること

トラック運送事業では、公共の道路の利用が必然であり、交通事故の防止対策は最優先で取り組まなければならない課題のひとつである。令和４年中に発生した埼玉県内の交通事故死者数は104人（令和４年12月末日現在、埼玉県警察発表）で前年比14人減少し、埼玉県内における事業用貨物自動車が第一当事者となった死者数は８人で前年比13人減少したが、更なる事故削減のため、今後も一層の交通安全対策に努めなければならない。

こうしたことから、「事業用自動車総合安全プラン2025」の抑止目標達成に向け、運転者の安全教育に必要な教材等（DVD、交通事故統計冊子、ヒヤリハットマップ等）を作成し有効な交通安全教育を推進し、協会各支部で実施する交通安全研修等に積極的な支援を行うとともに、運転者の安全意識高揚を目的とした交通安全大会や交通安全川柳コンテスト、ドライバーコンテストを引き続き実施することにより、交通事故防止を更に推進する。

また、交通事故実態に即した事故防止対策の啓発と、大型貨物自動車の車輪脱落事故防止に係るホイール・ナットへのマーキングやホイール・ナットマーカー及びトルクレンチを活用した点検実施方法等の周知に努めるほか、夜間の視認性を高め追突事故を防止するための夜間追突防止用反射テープ並びに大雪時の道路交通の確保を目的としたタイヤチェーン導入助成制度を引続き実施する。

更に、交通事故防止広報や横断歩行者保護の遵守と埼玉県警察が推進する「KEEP38プロジェクト」などへの支援を行うため、あらゆる関係者に浸透するメディアを通じ、協会事業の広報PRに努める。

（2）飲酒運転による交通事故の根絶に関すること

事業用貨物自動車による飲酒運転事故件数は、令和４年中15件（令和４年12月末日現在、国土交通省調べ）で、前年より５件減少したが依然として根絶には至らないことから、飲酒運転による交通事故防止対策として無事故無違反による安全運転コンクールや会員事業者への啓発活動等を行うとともに、適正化事業実施機関が行う巡回指導を通じて「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を配布し運転者の教育を徹底することにより飲酒運転による交通事故根絶を目指す。

（3）先進安全装置等の普及・促進・助成に関すること

安全対策機器を活用して交通事故の削減を図るための安全装置（バックアイカメラ、サイドビューカメラ、デジタルタコグラフ、車庫内事故防止装置、飲酒運転防止装置）の導入や、頻発する大型貨物自動車の車輪脱落防止対策への助成制度と併せて、新たにトルクレンチ購入に対する助成制度の創設により安全対策機器の普及促進に努め、車輪脱落事故防止の推進を図る。

（4）運行管理の高度化への対応に関すること

現在、IT 点呼・遠隔点呼支援機器の導入助成金を実施しているが、運行の高度化による安全性の向上と、運転者や運行管理者の働き方改革を推進するため、点呼機器による自動点呼の要件や認定制度が創設され、令和５年１月より乗務を終了した運転者に対する点呼を自動で行うことが出来ることから「自動点呼機器導入助成金」を創設し会員事業者の取組む働き方改革推進及び2024年問題対応への一助とする。

（5）「運輸安全マネジメント」の普及拡大に関すること

運輸安全マネジメントは、輸送の安全確保に関し経営者から現場まで一丸となって安全管理体制を構築及び、改善することにより輸送の安全性を向上させることを目的として、国土交通省より平成18年10月に創設され17年を経過し業界内に浸透してきたが、適正化事業実施機関が行う巡回指導項目となったことから、更なる安全体制構築に向けて取組みの周知・推進を図る。

（6）駐車問題見直しへの対応に関すること

貨物集配中の駐車問題の解決を図るため、駐車規制の見直しに対する要望等の情報収集を行い、関係行政機関に対し駐車規制緩和を強く要望する。

（7）労働災害事故防止対策の推進に関すること

労働災害の発生状況は、全産業における死亡災害は658人（令和４年11月末現在 厚生労働省発表）で前年比38人減少し、陸上貨物運送事業においても70人で前年比６人減少したが、死傷災害は全産業では209,999人で前年比86,834人増加し、陸上貨物運送事業においても14,170人で前年比267人増加した。また、埼玉県における死亡・死傷災害発生件数は全国ワースト２位であり、前年より２人減少したが、大幅な減少には至らない状況である。こうした状況を踏まえ、労働災害の防止に向け健康状態に起因するメンタルヘルス対策、健康診断による健康管理及び脳疾患の予防対策並びに血圧測定に必要な機器の購入への助成制度の継続と併せて、関係各所との連携により労働災害防止に係るセミナーを開催し、労働災害根絶に向けた意識向上を図る。

更には、総合教育センターと陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部（以下「陸災防埼玉県支部」とする。）が連携し、荷役作業中の労働災害防止を目的に研修会や講習会を実施し、労働災害根絶への取組を推進する。

5．SDGs に準じた環境・省エネ対策への積極的な取組み及び脱炭素への備え

（1）環境対応車の普及・促進に関すること

環境負荷の低減や環境対応車の普及促進のため、CNG 車、ハイブリッド車の導入助成や低炭素型ディーゼル車においては、助成事業の見直しを図りながら助成事業を

継続する。

（2）アイドリング・ストップの促進に関すること

トラックの排気ガスに含まれるNOxは大気汚染のほか、オゾン層破壊の原因となり温室効果ガスもCO_2以上となることから、環境保全対策としてアイドリング・ストップ運動の促進を図り、アイドリング・ストップ支援機器等の導入助成を引続き行う。

（3）トラックの森づくり事業

森林の育成を通じて地球温暖化の原因であるCO_2を吸着するため、埼玉県と協定を締結している「トラックの森」づくり事業及び各ブロック協議会で実施している、自治体等と連携した植樹事業を引続き推進する。

また、間伐材を利用して作成した積木を県内の木育推進園施設へ寄贈することにより、埼玉県トラック協会の環境への取組みをPRするとともに、資源のリサイクル活動を推進する。

（4）SDGs（持続可能な開発目標）事業

① 会員事業者に向けたSDGs事業に関すること

「安心で安全な輸送サービス」を提供することはSDGsの理念に通じ、エコドライブや事故防止対策、働き方改革等はSDGsの理念の実現を図る取組みであり、SDGsの理解と実践が事業の持続的成長への貢献に結びついていることから、SDGsの理解促進を図り、埼玉県トラック協会ホームページでSDGs情報や会員事業者のSDGsへの取組み等を発信するとともに、SDGsに賛同する多様な講師を招きセミナーを開催する。

また、全日本トラック協会が作成した「まるわかりトラック運送事業者のSDGs取組みチェックリスト」の活用と埼玉県等への登録手続きの支援についても推進する。

② 環境SDGs対策推進に関すること

プラスチックの海洋流出が世界的な問題となっており、その流出源としてゴミのポイ捨てが指摘されていることから、ゴミのポイ捨て防止の啓発活動を推進し道路環境美化を図る。

また、グリーン経営について、環境負荷の少ない事業運営を目的とし環境改善に向けた取組みの目標設定を行い、自主的で継続的な環境保全活動となることから、グリーン経営認証取得支援として、新規認証及び更新した会員事業者に対し費用の一部を助成したい。

（5）埼玉県トラック協会自体のSDGs事業に関すること

昨年度、SDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に向け、埼玉県トラック協会として行う具体的な取組みを明確にし、「埼玉県SDGsパートナー」に登録を行ったことから、今年度は、具体的な取組みを促進し意識改革を含めた職員教育により、埼玉県トラック協会の価値向上を図る。

（6）「環境ビジョン2030」の推進に関すること

「カーボンニュートラル」とは、地球温暖化をもたらす「温室効果ガス」の排出を削減し、削減出来なかった温室効果ガスの「排出量」から植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロとすることである。日本政府は2050年

の「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、2030年度の温室効果ガスの排出削減目標を国際社会に向けて表明しており、地球温暖化対策に社会全体で取組むことが求められている。

温室効果ガスのうち最も多く排出されるCO_2は、運送業界でも多く排出されることから、トラック運送業界全体で「カーボンニュートラル」を目指すため、全日本トラック協会で策定した「トラック運送業界の環境ビジョン2030」について、以下の取組みを推進するほか、政府によるGX（グリーントランスフォーメーション）について、官民の取組みに関する情報を収集し、会員事業者に周知する。

① アイドリング・ストップの推進

埼玉県生活環境保全条例では、駐車中又は停車時における原動機の停止（アイドリング・ストップ）を行わなければならないとされており、環境保全の観点と燃料費削減を目的に、アイドリング・ストップステッカーを会員事業者に配布し、ステッカーの貼付による啓発及びアイドリング・ストップ運動の推進を図る。

② エコドライブの推進

省エネ運転の必要性の認識と輸送コストのスリム化、地球環境の保全に対応するため「省エネ運転」「保守点検」のポイントを理解し、急発進・急ブレーキ等の自己抑制等安全面に対する効果を研修により学ぶことができる、総合教育センターで実施するエコドライブ研修を会員事業者へ周知するとともに、「エコドライブ実施中」のステッカー貼付により意識向上を図る。

③ 整備点検の徹底

燃費に係るタイヤ空気圧などの整備点検の徹底によるCO_2削減効果の周知を図る。

④ CO_2排出量計算ツールの普及

会員事業者が自社の現状を把握し、更なるCO_2削減目標のための行動に結びつけるため、全日本トラック協会が提供するCO_2排出量計算ツールの使用普及を図る。

⑤ 環境月間の設定

国、全日本トラック協会と協調し、「環境月間」や「エコドライブ推進月間」を設定し啓発活動を推進する。

6．多様な施策による良質な運転者の人材確保

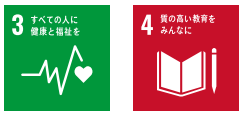

（1）「働きやすい職場認証制度」の取得支援及び人材確保対策の推進に関すること

トラック運送業界で長引く人材不足を解消し、良質な人材確保の為に国土交通省が創設した「働きやすい職場認証制度」の認証を取得した会員事業者に対し、認証取得費用の一部を助成し、認証取得を促進するとともに、全日本トラック協会が推進する多様な施策に協調し、人材確保に資するセミナー等を開催するほか、参考となる関連映像や資料を作成し埼玉県トラック協会ホームページや会報での周知に加え、各地区ハローワークの協力を得て求職者への広報を図る。

（2）運転免許制度等に係る諸課題への対応に関すること

運転者不足問題解決の一助とするため、大型・中型・準中型等免許取得費用の一部

を引続き助成するとともに、受験資格特例制度教習の受講者に対しても教習費用の一部を助成する。

（3）外国人労働者の導入に向けた情報収集及び情報の発信に関すること

全日本トラック協会による外国人労働者の導入に向けた検討策の推進について、国内運転免許の取得や政府の有識者会議における制度見直し等の様々な課題があり、在留資格の「技能講習」への追加、更に労働力確保を目的とした「特定技能」についても関係機関との調整が進められることから、適確な情報収集を行い、適切な情報発信に努める。

7．新技術を活用した物流 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

（1）物流 DX（はじめの一歩）の推進に関すること

IT（インフォメーションテクノロジー）を活用した業務改善を含め、初歩的な取組みや効果、取組事例等を紹介するなど普及啓発を進めるとともに、働き方改革への対応に欠かせない正確な労働実態を把握するため、IT 導入とデータに基づく事業運営を推奨する。

（2）埼玉県トラック協会の DX 事業に関すること

新型コロナウイルス感染症が終息しない中、オンラインによる「働き方の新しいスタイル」に即した支援強化を更に図り、新たな会員事業者のデータベースを活用し、各種助成金の利用状況を分析して、埼玉県トラック協会から会員事業者に対して支援のアプローチを早急に図る。

【重点施策】

1．適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

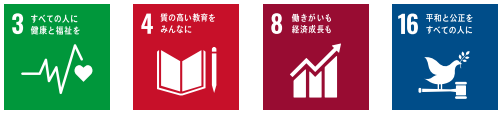

（1）輸送秩序の確立に関すること

巡回指導の総合評価が著しく悪い事業者及び輸送の安全確保の必要性に重点を置き、事業運営や違反等について早期の改善を指導するとともに、巡回指導率の向上と遵法意識の啓発・高揚を図りたい。また、関係行政機関と連携し速報制度及び相互通報に伴う特別巡回指導についても適切に対応し、改善命令報告に基づく現地確認調査等にも協力する。

また、関係行政機関等との連絡会議を定期的に開催し、適正化事業実施機関の活動状況の報告や連絡体制を密にするとともに、諸課題の解決に向けて連携強化を図る。

（2）過積載防止に関すること

過積載運行による行政処分件数は減少傾向にあるものの、依然として過積載による運行は根絶されておらず、定量を超える積載での運行は重大事故の原因にもなり得ることから、関係行政機関との連携強化により荷主企業へ理解を求める啓発活動を引続

き行う。

（3）適正化事業実施機関の事業に関すること

巡回指導目標数については1,250事業所とし、新型コロナウイルス感染症等の状況により個別指導等で対応する。

また、適正化事業の円滑な事業展開を図るため、適正化事業推進委員会への事業計画の提案及び事業報告を行うとともに、適正化事業実施機関評議委員会を開催し有識者等からの意見を事業に反映させ巡回指導の充実化を図る。

（4）適正化事業指導員の資質向上に関すること

適正化事業指導員個々の能力向上を図るため、全国、関東及び近隣県実施機関等の研修会へ参加し指導員として研鑽に努める。

2．燃料高騰対策等の推進

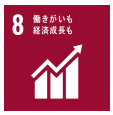

（1）燃料価格高騰対策及び燃料サーチャージ導入の促進に関すること

燃料価格高騰により標準的な運賃の算出根拠である燃料費を大きく上回り、健全な経営が難しい状況となっていることから、燃料価格高騰分を価格転嫁するための対策（燃料サーチャージ等）の説明会開催や資料配布により周知を図るとともに、標準的な運賃届出に際し併せて燃料サーチャージ届出の促進を図る。

なお、以下の事業についても引続き実施する。

① 自家用燃料供給施設整備支援助成事業

② 原油等価格変動に伴う制度融資の信用保証料助成

③ 石油製品価格動向調査

3．埼玉県トラック総合教育センターにおける労働災害防止、夜間事故防止及び飲酒運転防止カリキュラムを取り入れた研修の継続

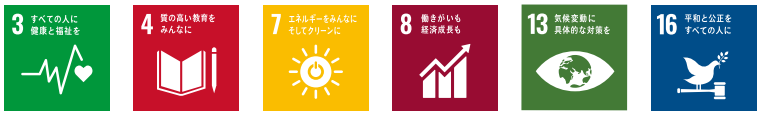

（1）業界の良質な労働力確保に向けた各種研修の実施とともに、事業用貨物自動車の飲酒運転による事故防止に着目した運転者の法令遵守及びマナー・モラルに係るカリキュラムを組入れた研修を引続き行い、夜間の交通事故防止や安全を確認する研修を実施する。また、交通安全体験車「サイトくん」の活動を通じて幅広い世代等に対し交通事故防止の啓発を図る。

① 運転練習研修（1日コース）

中型・大型トラックの運転技術向上を目指し、業界における良質な労働力確保につなげる研修を実施する。

② 事故防止乗務員研修（2日コース）

交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、危険予知訓練の手法等を用いて、安全を確保するために留意すべき事項を理解し交通の状況

に応じた安全な運転方法の再確認及び陸災防埼玉県支部と連携した労働災害防止研修を実施する。

③　新人乗務員研修（初任運転者２日コース）

「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に行う指導及び監督の指針」に基づき、トラックの安全な運転に関する基本的事項及び構造上の特性と日常点検の方法、危険予知の必要性等、トラックの安全運行を確保するために留意すべき事項を確認し、自らの技能・知識の把握から初任適性診断の結果を踏まえ、安全知識の充実と技能・運転行動の改善を図る研修を実施する。

更に、運転者一人ひとりの対応が非常に重要であることから接遇マナーを加えた研修とする。

④　安全確認研修（１日コース、女性限定１日コース）

トラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得し、貨物を安全且つ確実に輸送することが社会的使命であることを認識し運転者が遵守すべき事項の確認をする研修を実施する。

⑤　事故惹起者運転研修（１日コース）

運転行動の問題点を把握させ、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させるとともに、危険予測を積極的に進め道路及び交通の状況に応じて交通事故につながる恐れのある危険について、運転者が自ら考える研修を実施する。

⑥　安全運転指導者研修（１日コース）

交通事故の防止を目的とする安全運転指導者の育成を目的とし、現場で実施する指導方法（技法）の研修を実施する。

⑦　夜間事故防止研修（１日コース）

道路交通法の遵守及びマナー・モラルの向上並びに夜間における交通事故の防止を目的とし、夜間における特殊現象「蒸発現象・グロウ現象・錯覚現象・ロービームの危険性」等に関して実際に走行する体験を付与し、夜間安全走行の重要性を認識する研修を実施する。

⑧　エコドライブ研修（１日コース）

環境ビジョン2030においても推奨されている省エネルギーの推進に基づき、トラック運行における省エネ運転の必要性を理解し、コスト面及び環境保全面からの対応を考慮するとともに、急発進・急ブレーキ等の自己抑制等安全面に対する効果を確認する研修を実施する。

⑨　全日本トラック協会安全研修（３日コース）

全国の運送事業者を対象とした安全教育の研修機関場所のひとつとして、総合教育センターを活用して募集する運転者の事故防止及びエコドライブ研修並びに安全管理者の育成研修を実施する。

⑩　個別事業者研修（１日・２日コース）

貨物自動車運送事業者や各種団体及び一般企業等からの要望による研修を実施し、社会全般における自動車の安全に対する意識の向上を確認する研修を実施する。

⑪　運行管理者試験特別講座（１日コース）

事故防止及び健全な事業運営に不可欠な運行管理について、国家資格となる運行管理者試験に対する特別講座を通じて、関係法令を中心に運行管理者として担う役

割や安全な運行に必要な知識を学ぶとともに、試験に合格するための座学を実施する。

⑫　適性診断（半日コース）

一般診断・初任診断・適齢診断を実施し、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させ、心理学的手法により安全運転への動機付けを実施する。

⑬　運行管理者一般講習（８回）

管理者の安全意識の向上を目指すとともに、運行管理面で告示の改正に重点を置いた改正法令、事故再発防止対策、健康管理に関する事故防止対策及び運転者の運転適性に応じた安全運転指導方法を解説し、事故の背後関係から安全な運行管理体制を再点検するなど、運行管理者選任後における運行管理能力の維持・向上と、事業用貨物自動車における運行の安全確保に関し必要な知識を習得して貨物運送事業の健全な経営を継続するための講習を実施する。

⑭　交通安全体験車（サイトくん）活動の推進

交通事故を防止するための学習安全体験型機器を搭載する交通安全体験車「サイトくん」の活動を通じて、子供から高齢者までの幅広い世代に対し、交通安全活動の必要性及び事故防止の重要性の啓発活動を実施する。

４．パンデミックにおける適切な対応

（１）国内の物流を担うトラック運送事業者は、人々の生活及び日本の基幹産業を支えるため、新型コロナウイルス感染症等の感染予防を徹底するほか、適正な情報受信及び適切な対応に努める。

５．安全性評価事業（Ｇマーク）の会員事業者認定率40％以上を目指す取組み等の推進

（１）Ｇマーク制度の積極的な推進及び普及促進に関すること

会員事業者及び協会各支部会員の取得促進を図るため、支部単位で開催する説明会の回数を増やし細やかな対応を行うほか、個別相談の実施及びワンポイントアドバイスを広報することにより、Ｇマーク取得までのフォローアップを積極的に行い、会員事業者の認定率40％以上に向けた事業を推進する。

（２）Ｇマーク申請変更点の周知に関すること

令和５年度より、Ｇマーク申請に係る変更が以下のとおりとなるため、周知を図る。

①　Ｄ方式の申請廃止

②　申請書類の一部電子化

③　評価項目Ⅰ「安全性に対する法令の遵守状況」の配点の一部変更

④　評価項目Ⅲ「安全性に対する取組みの積極性」の４グループ17項目の見直し

⑤　６回目更新を迎える「長期認定取得事業者」の申請の簡素化と認定後のゴール

ドステッカー

（3）引越事業者優良認定制度等の普及に関すること

利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした引越基本講習及び管理者講習を引続き実施し、引越事業者優良認定制度の周知を図る。

（4）全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施する安全性評価事業制度の概要及び認定取得後のインセンティブについて、巡回指導を通じ事業者へ周知し新規申請を促進する。また、「遠隔及びロボット点呼」の導入等について周知を図るほか、標準的な運賃の届出促進について周知する。

6．経営基盤強化に資する経営支援セミナー及び専門家によるアドバイス事業の促進

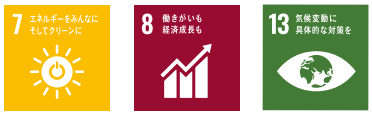

（1）近代化基金融資等資金調達支援に関すること

近代化基金融資及び信用保証料助成を引続き実施し、会員事業者の健全経営の一助とする。

また、各種助成金及び融資に係る関係資料を作成し会員事業者に配布及び周知するとともに、会員企業支援対策実施本部情報交換会議を開催し、会員事業者の求める対応について議論、検討する。

（2）経営環境の変化に対応した経営支援に関すること

経営環境の変化に伴う諸課題に則した「経営支援セミナー」や標準的な運賃の原価計算に資する「原価意識向上に関するセミナー」を開催し、会員事業者における経営の一助とする。

（3）経営相談に関すること

① 資金繰り及び経営相談等について、中小企業診断士による経営診断等により事業継続のためのアドバイスを行い、資金繰り対策や経営診断及び相談並びに経営改善計画作成等を推進する。

② お困りごと相談デスク事業を継続し、相談デスク相談員によりセミナーの開催や相談事業の利用促進を図るため、会員事業者への広報 PR 方法等について相談員との意見交換会を開催し、会員事業者の利用促進に努める。

7．後継者育成のための教育環境整備及び事業承継支援事業の推進

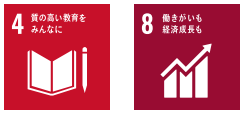

（1）事業後継者の育成に関すること

トラック運送業界の次代を担う後継者育成のため、経営の基礎から物流の方向性まで幅広い知識が学べる一般社団法人東京都トラック協会が主催の「物流経営士課程」への参加を促し、経費の一部を助成するとともに、同様な課題を抱える事業者相互の情報交換会等を開催する。

（2）事業承継支援に関すること

経営者の高齢化が進むなか、中小企業の後継者不在率が6割を超えると言われる状況もあり、事業承継を先送りせず円滑に承継できるよう諸課題への対応や手法等についてセミナーを開催するほか支援機関等の情報提供を行う。

8．広報・PR活動のより一層の充実強化

（1）「トラックの日」の活動等に関すること

10月9日を「トラックの日」とした協会各支部や各ブロック協議会で行う活動に対し支援する。

また、協会報（サイトくん情報）、会員一斉サービス及びメール配信等により、充実した情報提供に努めるほか、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用し会員事業者はもとより一般の方々への情報発信を推進する。

（2）社会貢献活動に関すること

次世代を担う子供たちに環境問題や交通安全、更に「安心・安全」なトラック運送業界に対する関心を高めてもらうため「ぼく・わたしが思う安全で安心なトラック～こんなトラックあったらいいな～」をテーマとした児童絵画作品コンクールは、埼玉県内の小学生から1万点を超える作品が応募されるまでに浸透しており、入賞作品の広報・PRを通じて業界の取組みを更に広く周知する。また、埼玉県内の新入学児童を犯罪や事故から守るため「光るトラック型防犯ブザー」を配布し地域貢献活動を継続する。

9．会員事業者事業運営に資する取組みの推進

（1）会員事業者への助成に関すること

運行管理者等指導講習（一般・基礎）及び整備管理者選任後研修の受講料について、引続き助成を行い会員事業者の受講への一助とするとともに、契約保養施設の宿泊料及び日帰り施設の使用料について一部助成を行い会員事業者で働く従業員の福利厚生に努める。

10．未加入事業者の加入促進

（1）新規許可事業者については、埼玉運輸支局が行う「新規許可事業許可書交付式」において、埼玉県トラック協会が行う事業等を説明するほか、既存の未加入事業者については、分かりやすい会員サービスの内容等の案内を作成し送付することで加入促進

を推進する。

また、協会各支部における加入促進活動には、協会事務局が同行し積極的な活動を図る。

（2）埼玉県トラック協会への入会による様々な事業の活用は、トラック事業の適正化に大きく貢献することから、適正化事業実施機関の巡回指導を通じ、加入促進を関係部署と連携し積極的に取組むこととする。

11. 専門部会活動への支援

（1）重量部会

重量部会では、特殊な車両による高品質で安全な輸送サービスを提供するため、基準緩和及び特殊車両通行許可等の法的な知識取得のための研修会や有益な情報提供を行い、営業や配車担当者の交流を深め、限られた資源である特殊車両の融通配車の有効利用により、輸送の効率化と企業経営の健全化を図る。

また、関東地方整備局との意見交換会及び大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会を活用し、煩雑な申請手続きの簡素化や未採択道路の道路情報便覧への収録を要望し、いかなる場合でも法令遵守のもと運行できる諸手続きの環境整備促進を図る。

更に、上部団体である関東・甲信越重量部会及び全日本トラック協会重量部会と綿密な連携を図り、各種事業を円滑に推進する。

会員相互の連携を深めるため、情報交換や交流会など、活発な活動を行いたい。

① 役員会（年間３回）及び通常総会の開催
② 配車及び営業担当者研修会・交流会の開催
③ 新春研修会・懇親会の開催
④ その他、全日本トラック協会及び関東・甲信越重量部会の事業に対する協力
　ア．全日本トラック協会重量部会 通常総会等への参加
　イ．関東・甲信越重量部会 通常総会等への参加

（2）路線部会

路線部会においては、特別積み合わせ事業者特有の環境の中で各種の課題を抱えており、この解消に向けて事業者間の輸送協力や情報交換により改善を図ることとし、全体及びブロック毎での研修会や交流会を開催する。

なお、路線部会の構成が特別積み合わせ事業者の県内の営業所単位であることから、事業主の観点ではなく、現場管理者の視点による部会活動を行うため、運輸規則をはじめ行政が発する関係法令及び関係団体からの情報を速やかに且つ詳細に提供し、各社の各営業所における遵法水準の統一化と向上が図れるよう支援する。

① 役員会（年間３回）及び通常総会の開催
② 研修会及び交流会の開催
③ 県内各ブロックにおける事業への協力
④ その他
　ア．荷主啓発向け資料の配布

イ．行政等が発出する情報の提供
ウ．全日本トラック協会及び埼玉県トラック協会の各事業参加への周知
エ．令和５年度 陸運関係（関東運輸局・埼玉運輸支局）従事者及び運転者表彰への推薦並びに埼玉県トラック協会表彰（表彰状）への推薦

（３）海上コンテナ部会

海上コンテナ部会においては、長年の課題である埠頭での長時間待機で苦慮しているが、東京港における混雑状況の見える化事業や、国土交通省によ「COMPAS（搬出入予約システム）」導入など改善へ前向きな対応も行われつつある。

この機会を捉え、東京都港湾局の担当者との意見交換会等において業界の問題を提議し、引き続き関係行政機関を取り込んで解決に取り組む。このため、全日本トラック協会海上コンテナ部会と協調し、部会員の協力により待機時間等の情報提供を頂き、関係者の理解と協力を得られるようデータの構築を進める。

また、海上コンテナ輸送に関わる諸手続きや事故防止等の研修会を開催し、円滑な運行を推進するとともに、交流会や視察研修などを通して会員相互の情報交換を行い、部会員の抱える諸問題を共有し、部会の活性化を図る。

なお、海上コンテナ部会設立10周年を一昨年迎えたが新型コロナウイルス感染症の影響で記念事業等が延期されたことから、令和５年度中に記念品を部会員に贈ることとする。

①　役員会（年間３回）及び通常総会の開催
②　研修会及び交流会の開催
③　海上コンテナ部会設立10周年に係る記念品の作成。
④　その他
ア．全日本トラック協会、関東トラック協会及び北関東連絡協議会等との連携強化による各種事業への参加
イ．行政及び上部団体等が発出する情報の提供
ウ．夏季繁忙期における情報・意見交換会

（４）青年部会

埼玉県トラック協会青年部会組織として青年経営者ならではの独自の事業を推進し、県下４ブロックのすべての青年部組織が活性化するよう、次代を担う人材の発掘を探求する。

また、部会員相互の交流を重視する方針を踏まえつつ、一人ひとりが意見を発し、建設的な議論を行える意識の醸成に努めるとともに、部会員に対し予算執行状況を常に明確にし会議の情報共有も継続して進める。

なお、今年度は、関東トラック協会青年部会研修見学会の担当県として、他業種の経営方法等を学ぶこととし、12月（予定）にベルーナドーム（西武ドーム）を会場に開催する。

更に、関東トラック協会青年部会、全日本トラック協会青年部会が主催する事業に意欲的に参加し、社会性のある貢献活動の実施と次世代経営者の育成に通じる事業を実施する。

①　社会貢献事業
②　新春研修会事業

③　研修・交流事業（県下４ブロック、県内外、その他）

④　その他、埼玉県トラック協会、関東トラック協会、全日本トラック協会及び、各支部が実施する活動への積極的な参加

ア．通常総会１回：６月開催

イ．幹事会：原則として奇数月に開催

ウ．役員会：原則として毎月開催

12. その他

（１）表彰に関すること

①　陸運関係表彰の国土交通大臣表彰並びに関東運輸局及び埼玉運輸支局表彰の功労者、従事者、運行管理者、整備管理者等に該当する会員事業者の推薦に努める。

②　安全性優良事業所における国土交通大臣表彰の対象となる事業者の推薦に努める。

（２）周年事業に関すること

昭和49年６月に「社団法人埼玉県トラック協会」として法人設立してから、令和６年６月に満50年を迎えることから、記念式典等の周年事業について検討する。